

## (工業)



調查票丙第三號

◎第 三

昭和 年十二月末日現在

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取扱ヲ爲ス  
本調査票ハ四通提出スルコト  
本調査票ハ一月末日迄ニ提出スルコト

昭和  
年  
月  
日提出

工場名				工場所在地								
事業開始年月		年	月	主要事業								
作業場名	實馬力別	操業台數	休止及ノ 操作人 休止率	計	有効ノ モノノ 数基	交換ノ モノノ 数基	用 途					
電動機												
電動機以外の原動機	作業場名	種類	實馬力別	操業台數	休止及ノ 操作人 休止率	計	用 途					
工場ノ一日 ノ作業時間	自 至	月 日	時 間	自 至	月 日	時 間	自 至	月 日	時 間	自 至	月 日	時 間

本調在票ニ記入シ監スコト得ザルトキハ本調在票ト同一調査共ヲ追加使用スルコト。但シ追加能致テ明ニスル爲次ノ欄内ニ記入スルコト 総数 菊中第 一葉

記入注

電動機及電動機以外の原動機は其の各々の實馬力に依り區別して記入すること  
もの十二臺、五馬力のもの六臺を有する場合の記入方を表示すれば次の如し

(イ) 電動機  
電動機等の機器は、例へば第一製糖機、醸成工場の如き、電動機の存在する作業場名を記入することと、瓦力、馬力等を表示するものと併せて、運転するものとに區別して記入し更に之を直流水のものと交流のものとに別けて記入することと、並に、例へば工作機械工場運轉用、紡織直結運轉用、ローター運轉用、起重機運轉用等の如く主なる電動機に記入することと、又、電動機を含む全般の電動機力は、小数點以下一位迄とし末尾は切捨であること

(ロ) 2.1 電動機以外の原動機  
作業場名は新規に同じ  
蒸気機関、蒸氣タービン、ガス機関、石油機関、ターボ機関、  
これへば直立式三段膨脹式蒸氣機関、バーリングス、  
吸込ガス機関、直立輪ラランシス、ターピン水車等の

三 543  
用時は原指に附し  
原動吸には蒸氣錫を含まぬ  
省視力較は前指に附し  
工場の一日の作業時間

一  
八

工業調査規則（昭和十四年九月八日  
（商工省令第四十九號）

**工業調査規則** (昭和十四年九月八日)  
(商工省令第四十九號)

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調查法（抄）

第一條 政府八人の及物的資源ノ調査ノ程必要アルトキ六個ズルコトヲ得。前項ノ事務ノ執行者、監視者、官吏其ノ役員、

**第五條** 第一項ノ規定ニ依リ命セラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第七條** 常務官吏若ハ更員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ洩洩シ又ハ漏出シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス常務官吏又ハ更員第三項ノ

規定ニ當レバシタルトキ亦同ジ  
職務上項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏用シタルトキ罰前項ニ  
同ジ